

◎労働契約法の一部を改正する法律

(平成二四年八月一〇日法律第五六号)

一、提案理由(平成二四年六月一日・衆議院厚生労働委員会)

○小宮山国務大臣 ただいま議題となりました労働契約法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を説明いたします。

有期労働契約は、パート労働、派遣労働を初め、正社員以外の多くの労働形態に共通して見られる特徴になっていますが、有期労働契約の反復更新のもとで生じる雇いどめに対する不安を解消していくことや、期間の定めがあることによる不合理な労働条件を是正していくことが課題となっています。

こうした課題に対処し、労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備することにし、この法律案を提出しました。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、有期労働契約を一定の要件のもとに期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みを新たに設けます。具体的に

は、有期労働契約が通算五年を超えて反復更新され、労働者から転換の申し込みがあった場合に、期間の定めのない労働契約への転換が生じることにしています。

第二に、判例法理として裁判上確立している雇いどめ法理を法律に規定して、明確化します。期間の定めのない労働契約の解雇と同様に、一定の場合には有期労働契約の雇いどめを制約する規定を新たに設けることにしています。

第三に、期間の定めがあることによる不合理な労働条件を禁止します。有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることによりそれ以外の労働者の労働条件と相違する場合には、その相違が職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して不合理と認められるものであつてはならないことを新たに規定することとしています。

最後に、この法律は、公布の日から施行することにしていきますが、有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換と期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしています。

以上が、この法律案の提案理由とその内容の概要です。

御審議の上、速やかに可決していただくことを願います。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二四年七月二六日)

○池田元久君 ただいま議題となりました労働契約法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備しようとするものです。

その主な内容は、

第一に、有期労働契約が通算五年を超えて反復更新された場合、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換させる仕組みを導入すること、

第二に、判例法理として裁判上確立している雇いどめ法理を法律に規定し、明確化すること、

第三に、期間の定めがあることによる不合理な労働条件を禁止すること

本案は、去る六月一日本委員会に付託され、同日小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

昨日、質疑を終局したところ、日本共産党より、有期労働契約は、満六十歳以上の労働者との間に締結されるもののほか、

労働契約法の一部を改正する法律

臨時的または一時的な業務に係るものに限り締結することができること等と内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第です。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二四年八月三日)

○小林正夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備することにより、労働者が安心して働き続けることができるようにするため、第一に、有期労働契約が通算して五年を超えて反復更新された場合、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換させる仕組みを導入すること、第二に、有期労働契約が反復更新されることにより、無期労働契約と実質的に異なるない場合等においては、無期労働契約の解雇と同様に、有期労働契約の雇い止めを制約する、いわゆる雇い止め法理を法定化すること、第三に、期間の定めがあることによる不合理な労働条

労働契約法の一部を改正する法律

二〇二

件を禁止すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、無期雇用への転換に関する考え方、合理的な理由がない場合には有期労働契約を制限する、いわゆる人口規制の導入の是非、制度の見直しを八年後に行うことの妥当性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。